

令和6年度看護師等修学資金貸付事業（保健師）募集案内

○ 修学資金の制度概要

神奈川県では、県内自治体の保健師業務に従事する有能な人材を育成するため、保健師養成課程に在学し、卒業後は、神奈川県の地方公共団体において、保健師として就業する意思がある学生に対し、選考の上修学資金をお貸しする制度を設けています。

この制度は貸付のため、卒業後には全額返還していただきます。ただし、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

区分 種類	保健師修学資金
所得制限	なし
貸付月額	40,000円/月（480,000円/年）
貸付期間	最大2年間 (貸付決定から卒業(修了)まで)
全額返還免除要件	卒業(修了)後、県内の地方公共団体で保健師として5年間継続して従事すること

○ 申請要件

次のすべてを満たす者

- ① 申請時点で養成施設に在学し、保健師養成課程（保健師養成コース）に在籍している者
- ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ身体が健康である者
- ③ 養成施設（課程）を卒業（修了）後、県内の地方公共団体で保健師として従事する意思を有する者

○ 返還免除となる条件

返還免除となるには、次のいずれの条件も満たす必要があります。条件を満たした場合に限り、返還免除の申請をすることができます。ひとつでも満たさない条件がある場合は全額免除とならず、返還となります。

免除の可能性があっても、免除条件を満たすことが確認できる書類を提出できない場合は、全額返還となります。

1. 卒業(修了)後、神奈川県内の地方公共団体において保健師として5年間継続して従事すること。
 - ※ 退職等で必要な従事期間が1月でも不足したり、転職等で途中に1月以上の未就業期間が生じたりした場合は、その時点で返還となります。ただし、その時点まで貸付を受けた期間以上勤務している場合は、勤務期間に応じて一部返還免除の申請をすることができます。
 - ※ 県内の医療機関等で看護職員（保健師・助産師・看護師）として一定期間勤務した場合は、看護師等修学資金の一般修学資金相当額を一部免除申請することができます。
2. 卒業(修了)した月の翌月から（3月卒業の場合は4月から）、常勤職員として引き続き（継続して）従事すること。
 - （注意事項）
 - ・ 転職や休職等で途中に1月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。
 - ・ 非常勤職員でも一定の要件を満たす場合に限り、常勤職員とみなすことができます。
 - ・ やむを得ない事情により未就業期間が生じる場合は、事前に御相談ください。

返還免除に必要な従事期間中に出産や療養等で休職する場合は、事前手続きを行うことで猶予を申請できます。ただし、免除に必要な従事期間の終了する時期は延期されます。

○ 申請方法

在学する養成施設の所在地によって提出方法が異なります。

なお、書類に不備があった場合は申請を受け付けないことがありますので、御了承ください。

所在地	提出方法	提出期限
県内養成施設	すべて養成施設経由で郵送	
県外養成施設	下記1・6=郵送又は電子申請システム 2・3・5・7・8=郵送	令和6年6月7日(金)必着

◆申請時に提出する書類◆

申請に必要な書類	○…全員必須 △…該当者のみ
1 貸付申請書(第1号様式)	○
2 推薦状(第2号様式) 在学する養成施設にて作成してもらう必要があります。 推薦状には、前年度の成績証明書（大学院1年次の場合は、学部等の成績証明書）を添付してください。 県外養成施設在学者は、厳封されたものを提出してください。	○
3 保健師養成課程在籍証明書 在学する養成施設にて、証明してもらってください。	○
4 委任状(県内養成施設在学者のみ)	△
5 申請者の住民票の写し(原本) ※個人番号を除くすべての情報が記載されているもの。 ※7を提出する場合、申請者を含む世帯全員の住民票の写し(原本)を提出してください。 ※提出日前3か月以内に発行されたもの。	○
6 就業希望先確認シート 卒業(修了)後の就業希望先と希望する理由を記載していただきます。	○
7 申請者を含む世帯全員の令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書(原本)(世帯全員が該当する場合のみ) 選考の参考としますので、「住民税非課税又は均等割のみ課税」に該当する場合は提出してください。課税証明書以外は受け付けません。 ※世帯員のうち16歳未満の者については提出不要。 ※提出日前3か月以内に発行されたもの。	△
8 大規模災害に被災したことを証明する書類 選考の参考としますので、該当する場合は罹災証明書等(写し可)を提出してください。	△

◆貸付が決定した申請者が提出する書類◆

貸付決定後に必要な書類	○…全員必須 △…該当者のみ
1 誓約書(第3号様式) 様式に必要事項を記入し提出してください。 ※連帯保証人の印鑑は実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を使用してください。それ以外の印鑑では受け付けられません。	○
2 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本) ※提出日前3か月以内に発行のもの。	○
3 連帯保証人の住民票の写し(原本) ※連帯保証人の個人番号を除くすべての情報が記載されているもの。 ※提出日前3か月以内に発行のもの。	○
4 口座振込申出書(県外養成施設在学者のみ) ※口座は本人名義のものに限ります。	△

○ 貸付決定・交付について

- ・書類選考の上、令和6年7月頃に結果を通知する予定です。
- ・貸付けの交付は、原則、四半期ごとに年4回（貸付決定年度のみ年3回）です。
- ・貸付けの交付時期は、次のとおり予定しています。
1回目：7月下旬～8月上旬 2回目：10月下旬 3回目：1月中旬
※ 次年度以降は、1回目：4月下旬～5月上旬、2回目：7月下旬となります。（全4回）

○ 注意

- ・本制度は貸付けであり、原則は返還していただく必要があるものです。
- ・選考の上、貸付者を決定しますので、希望する方全員にお貸し付けできるわけではありません。予め御了承ください。
- ・非課税世帯など参考要件に該当する場合でも、申請時に必要書類を提出できない場合は、選考の参考とはできません。予め御了承ください。
- ・一般修学資金や特例貸付修学資金との併用はできません。
- ・一般修学資金又は特例貸付修学資金を借受中の方で、保健師修学資金へ振替を希望する場合も、他の方と同様に申請が必要です。保健師修学資金の貸付けが決定した場合、一般修学資金又は特例貸付修学資金は廃止となります。
- ・神奈川県が行っている他の奨学金や給付金等との併用は不可となります。
- ・4年制課程の統合カリキュラム等で、1年次から保健師養成課程に在籍している場合は、3年次以降申請が可能です。
- ・本貸付を受けるためには、連帯保証人2名（それぞれが別生計の者）が必ず必要です。連帯保証人は独立した生計を営み、収入のある成人の方を指定してください。無収入の方は連帯保証人にはなれません。
- ・中退、停学処分が生じた場合は貸付廃止となり、全額返還となります。
- ・休学や留年の期間中は貸付休止となります。学業成績不良の理由により留年した場合（卒業延期も含む）は貸付廃止となり全額返還となります。

問合せ先

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課
人材養成グループ 看護師等修学資金担当
電話045-210-1111(代表) 内線4766
月～金8:30～12:00 13:00～17:15(休日を除く)